

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

## 上申書

2022年（令和4年）10月27日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田

敢  


同弁護士 河 合 弘

之  
ほか  


令和4年10月11日付事務連絡について、可能な限り裁判所の提示した期限に沿った準備をする予定であること及び裁判所提示の期限までの準備が困難な場合等は別途連絡させていただきたく予定であることを、上申する。

以上